

財産の取得につき議決を求めることについて（追認）

令和元年度に実施した鳥獣侵入防止柵資材購入において、令和元年10月の消費税率改正により変更契約し、財産取得したことについて追認の議決を求めるものです。

【財産取得した内容】

- 取得物件： 鳥獣侵入防止柵資材 L＝10,318m
（内訳）フェンス L＝10,267m
門扉（3m） 17箇所
- 取得金額： 当初設計額 19,876,320円
当初予定価格 19,876,320円
当初契約額 19,843,596円
（うち消費税相当額 1,469,896円：8%）
- 変更設計額 20,244,400円
変更予定価格（相当）20,244,400円
変更契約額 20,211,070円
（うち消費税相当額 1,837,370円：10%）
- 契約相手： 株式会社地域環境計画 大阪支社
（大阪府高槻市芥川町一丁目15番18号ミドリ芥川ビル）

【追認議案となった理由】

「甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条における「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）」について、当初の予定価格が2,000万円未満であったことから、議決案件には該当していませんでした。

しかし、令和元年10月の消費税率改正に伴う増額により、変更予定価格（相当）が2,000万円以上となったことから、議会議決が必要であったところを、職員の基本的な知識が不足していたとともに、事務処理の各段階でチェックが出来ていなかったことにより、議会への議決案件が未提案となっていたことが、令和6年11月に判明しました。

このことから、令和元年10月21日に締結した変更契約を有効とするため、追認の議決を求めるものです。

【経緯】

- 令和元年8月1日
令和元年度 第58号 鳥獣侵入防止柵資材購入 物品購入伺を起工
納入期限 令和元年12月13日

○令和元年8月16日

契約審査委員会にて起工内容について審査 指名競争入札にて入札執行

○令和元年9月10日

指名競争入札を実施（10者指名） 5者応札による開札の結果

株式会社地域環境計画大阪支社が、税抜 18,373,700円にて応札

落札額 19,843,596円（消費税込）で落札決定

○令和元年9月12日

株式会社地域環境計画大阪支社と 19,843,596円で契約締結

○令和元年10月1日

消費税率改正の適用開始日（税率が8%から10%に引き上げ）

○令和元年10月21日

令和元年度 第58号 鳥獣侵入防止柵資材購入 変更伺を起工

消費税率改正に伴い、消費税10%で変更設計

同日に、変更契約伺いを起工

消費税額 367,474円増額し、20,211,070円 で、変更契約

○令和元年12月4日

納品検査実施

○令和2年1月8日

契約金額の請求

○令和2年1月27日

契約金額の支払い

【対応】

○令和6年12月議会定例会において、財産取得（追認）の議案を提案

【再発防止の取り組み】

○職員への事案内容の周知及び事務手続き確認の徹底

○契約事務手続きを進める際のチェック体制の改善

（参考）

○甲賀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

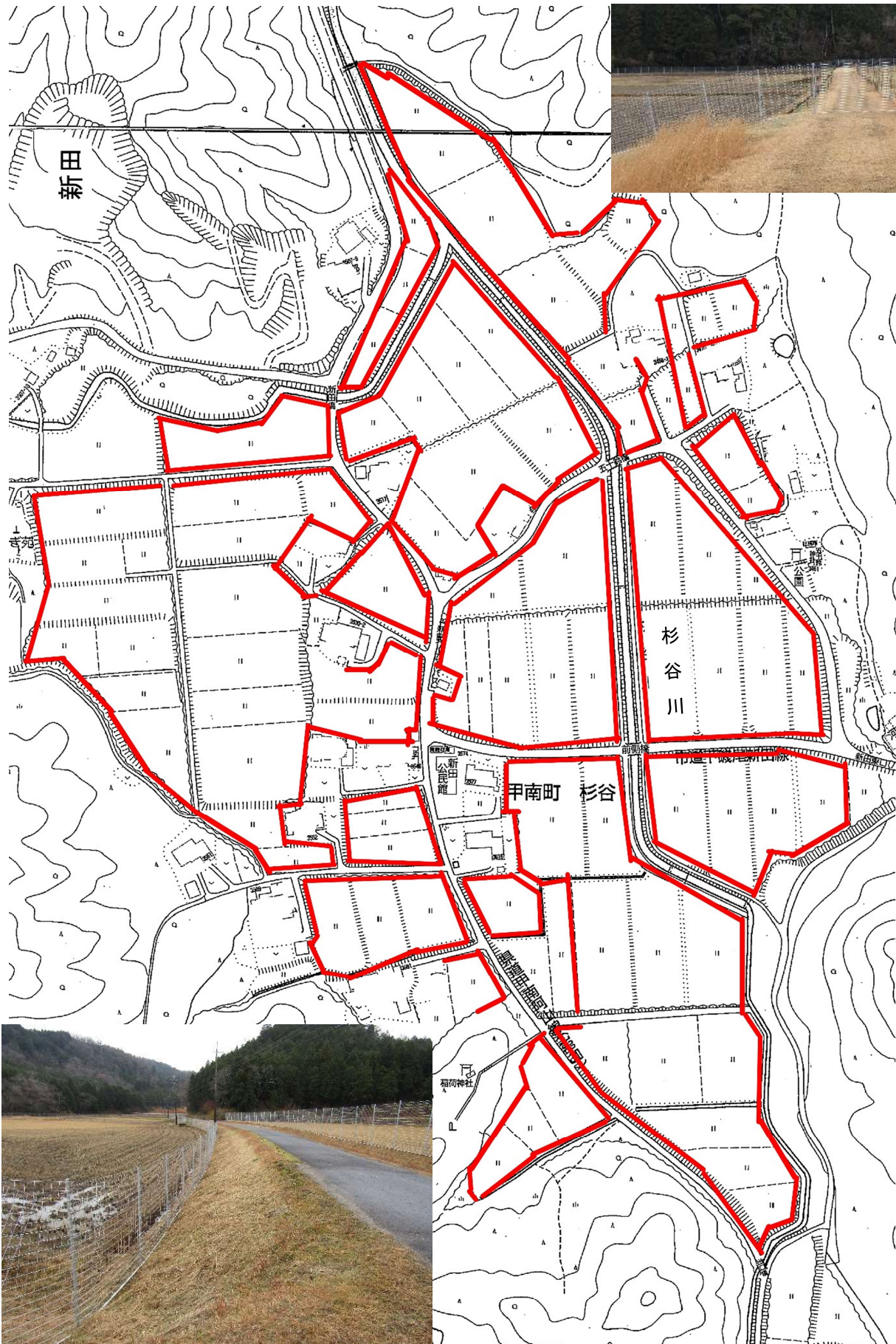
第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

【位置図】

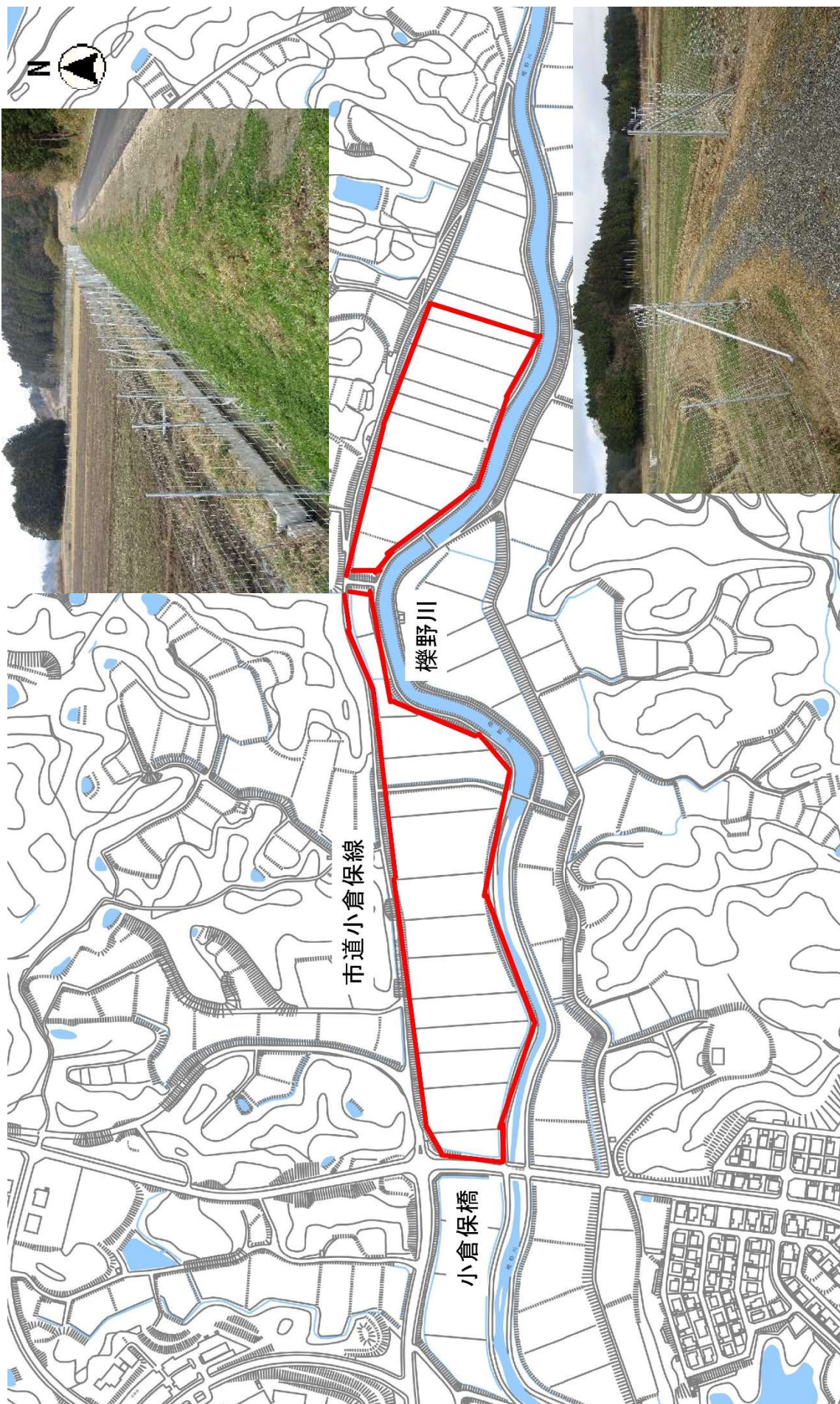
甲南町杉谷新田



— 侵入防止柵	設置箇所	延長	8, 196 m	
扉 (3m)	14箇所	延長	42 m	総延長 8, 238 m

【位置図】

甲賀町大久保



— 侵入防止柵	設置箇所	延長 2, 071 m	
扉 (3 m)	3 箇所	延長 9 m	総延長 2, 080 m